

条 文	条 文 の 解 説	取 組 内 容
(基本原則) 第4条 私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。 (1) 情報共有 私たちは、市民参画や協働のまちづくりを進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合います。 (2) 市民参画 市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けます。 (3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組みます。 (4) 相互の尊重 私たちは、住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合います。	○情報共有 市民参画や協働のまちづくりを進めるためには、まず市民と市、あるいは市民間や市の内部でお互いに情報を発信し、共有し合う必要がある。 ○市民参画 基本理念にあるまちづくりを進めるため、市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努める必要がある。また、市はその参画のための機会を設ける必要があるということを規定。 ○協働のまちづくり 市民も含め、市全体が一体となって協働のまちづくりに取り組むことを定めた。 ○相互の尊重 地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指すためには、お互いの意見や行動を尊重しあうことが重要と考え、相互の尊重を基本原則のひとつとした。	①情報共有 ○橋本市広報戦略基本方針 広報はしもと 市 HP Facebook LINE 記者発表 報道資料の提供 あんぜん情報 24 時 など 【その他】 はぐくむサポーター 出前講座 インターネット政策モニター など ○橋本市情報公開条例 ②市民参画 タウンミーティング はしもと Café ミーティング 出前講座 住民説明会 はぐくむサポーター インターネット政策モニター 市民委員 橋本市男女共同参画計画 市民意識調査 市長への手紙 市長懇談会 など ○パブリックコメント 【橋本市パブリックコメント手続要綱】 市の基本的な計画等の立案過程においてその案を公表し、市民の意見を広く求め、意思決定に反映させるもの。 市民の市政への参画を促し、市民との協働による市政を推進することを目的として、パブリックコメント（市民意見募集）を実施。 ③協働のまちづくり ○協働の基本指針 市民と行政が協力し合い、人や地域に貢献するために「協働」の仕組みや基本的なルールを示し、理解や認識を深めていただくためのもの。

条 文	条 文 の 解 説	取 組 内 容
		市民と行政が良きパートナーとなり、「協働」を一つの手法としてまちづくりを行うことを推進するため、平成 20 年 3 月に策定。 ④相互の尊重 ○橋本市人権尊重の社会づくり条例 ○橋本市人権施策基本方針 人権啓発事業 人権相談会 など ○第二次橋本市男女共同参画計画 一人ひとりの人権と個性が尊重され、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会の実現に向け、市及び市民、事業者等の協働のもとに、総合的、計画的に推進していく指針となる計画を策定。 ○市民活動啓発等事業 市民活動や市民協働に関する情報を広報や市ホームページで周知するほか、市民まちづくり講座を実施し、市民協働の促進を図る。
第2章 市民 (市民の役割) 第5条 市民は、自主的にまちづくりに参画します。 2 市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。	○基本理念にある協働のまちづくりを進めるため、市民が果たす役割について規定。 ○第1項 協働のまちづくりを進めるため、まちづくりに自主的に参画することを市民の役割と規定。 ○第2項 まちに関心を持ち、よく知っていただくため、市民の間でもお互いに情報共有することを役割と規定。	
第4章 市長等及び職員 (市長等の役割) 第7条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に、市政運営を行います。 2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。 3 市長等は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、	○基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市長及び執行機関が果たす役割について規定。 ○市長は、議会の意思に沿って、住みよい豊かなまちをつくるために市政運営を行うため、「執行機関」と呼ばれる。	○情報共有 (第4条に同じ) ○市民参画 (第4条に同じ)

条 文	条 文 の 解 説	取 組 内 容
分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。 4 市長等は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けます。 5 市長等は、協働を推進するに当たり、全ての市民が自発的・自主的にまちづくりに参画することができるよう支援します。 6 市長等は、国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。	○第1項 市長が市政運営を行なうに当たっての姿勢を規定。 ○第2項 市全体として協働のまちづくりを進める上で、行政の内部、市長と各執行機関もそれぞれ相互に連携・協力し、市政運営に当たる必要がある。 ○第3項 市民参画や協働のまちづくりを進めるため、市長等は市政運営に関する情報を分かりやすく市民に提供し、市民との情報の共有に努めることを規定。 ○第4項 市民参画を実現するため、市長等はその機会を設けることを役割とした。 ○第5項 市長等は、協働のまちづくりを進めるため、市民による自発的・自主的なまちづくりを支援することを規定。 ○第6項 市長等は、市の内部だけでなく、国や他の地方公共団体及び関係機関とも連携し、協力し合いながら課題の解決に当たる旨を規定。	
(職員の役割) 第8条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。 2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組みます。	○基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市の職員が果たす役割について規定。 ○職員は、地方自治法上、長の補助機関であり、長は「その補助機関たる職員を指揮監督する」とされているため、職員は職務を執行するに当たっては、第7条（市長等の役割）を遵守することになるが、これに加え、第8条では協働のまちづくりを進める上で職員が果たすべき役割を規定。 ○第1項 憲法第15条にある「公務員は全体の奉仕者」を引用するとともに、基本原則にある情報共有を進めるため、丁寧で分かりやすい説明を行なうことをその役割とした。 ○第2項 職員の職務遂行に当たっての姿勢を定めるとともに、意識を持って市民	○職員研修の実施 新規採用職員研修 所属長研修 職員基本研修 人権研修 など ○自主研究グループ 橋本市又は地方公共団体が直面する政策的な課題について、共同での討議等を通じ認識を深めるとともに、将来のまちづくりの提案や政策形成能力などの向上を図るため、職員がグループを結成し自主的に研究等を行う。

条 文	条 文 の 解 説	取 組 内 容
	と協働してまちづくりに取り組む旨を規定。	
第5章 地域づくり (地域主体のまちづくり) 第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。 2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくりを振興するために、地域における課題の把握、相談機会の確保、地域間の調整、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を推進します。	○地域主体のまちづくりに向けて市民と市がすべきことを規定。 ○第1項 地域主体のまちづくりを進めるため、市民は自主的な意思によってまちづくりに取り組み、助け合いながら地域課題の解決に向けて自ら行動することを規定。 ○第2項 市は、第1項に規定する地域における市民の自主的なまちづくりに対して、必要な支援を行うよう規定。	○地域担当職員制度の実施 地域における課題の把握、相談機会の確保等の必要な施策のひとつとして実施。地域担当職員は、現在管理職を対象としている。地域にはそれぞれ異なる課題があり、それぞれが課題解決に取り組む体制や活動内容に対する協力・調整も必要であることから、地域担当職員として地区区長会へ出席。 ○橋本市地域づくり活動交付金事業の実施 複数の地域（区・自治会）において共通する課題と課題をつなぎ合わせ、これを解決することを目的に、複数の地域（区・自治会）を巻き込んで課題解決に取り組むボランティア団体及び市民団体（NPO法人を含む）に対して交付金を交付。 令和元年度より実施、採択件数2件。 ○地域振興係の新設 政策企画室に地域振興係を新設し、政策企画課に。 ○市民活動促進事業 社会福祉協議会やボランティアサークル連絡協議会等に補助金を交付。 自主的に年間を通じて地域に貢献し、活動されている方が安心して市民活動が出来るよう、ボランティア保険料を負担。 【ボランティア保険加入者数】 平成30年度：2,219人 平成29年度：2,248人 平成28年度：2,147人 ○広報等配送業務 ○自治会運営支援事業 ○自治振興業務 地域コミュニティ活性化のため、市民活動をより一層支援し、人材の活用を進める。また、住民の持つ知識や技能・経験・知恵などを地域づくりに活かすとともに、区・自治会が持つ情報の輪を地域づくりに活かし、他の団体やNPO等との連携を図る。